



巻 頭 言

普及適用性試験に思うこと

(財)日本植物調節剤研究協会 理事・東北支部長 高橋 長二

新剤が上市されるまでには、作用特性試験、適用性判定試験のほか安全性確認等の長い厳しい道程がある。適用性判定試験は第一次(適1)と第二次(適2)、さらに一般には展示圃と称している普及適用性試験の三つになる。適1、適2は試験研究機関が小区画で精密に実施するのに対し、普及適用性の方は実際の営農現場で作業性や安全性を含めた効果や問題点が検討される。従って、新剤を扱う場合は単なる展示圃ではなく普及適用性試験と称するのが適切であるが、本稿では便宜上、展示圃とすることにする。

展示圃設置の目的はご案内のとおりであるが指導者が自信をもって指導奨励するためにも大きな意義がある。例えば、水稻の倒伏発生は通常年では局地的であるが、気象経過次第では広域的に発生する。このような年には、収穫能率と品質の低下を恐れて普通の年では使用しない所でも倒伏軽減剤を使うと思うが、このような場合は展示圃での体験が大いに役立つであろう。

それはさておき、当支部では本年2月、支部会報(支部設立20周年記念号)を刊行したが、特集記事の一つとして多くの方から回想・所感・提言を寄稿いただいた。その中で展示圃問題を扱ったものは、秋田県職員OBであるT氏の「展示圃検討に接して」と題する成績検討会の所感と「展示圃担当OBのつぶやき」と題する岩手県職員OBであるK氏の展示圃についての率直な反省と具体的な提言であった。K氏は現在大型農協の専務であるが、農業自営者でもあるので、今後は展示圃担当農家としても尽力したいと結んでいることなど深い共感を覚えた。

筆者は現職についてから丸3年を過ぎた。その間、展示圃の設置や成績検討に関係してきたが、ときどき残念な事例に出くわしてやるせないを味わっている。その原因は天候その他事情止むを得ずと判断されるものもあるが、中には委託会社の申請書をよくみていないためのずれの設計となっていたり、実施段階で設計どおりやられなかったり、圃場選定や管理が適当でないなど人為的なものが多い。

人は神ではないので全く落度がないわけではなく、試験場でもミスは皆無ではないようであるが、展示圃の方が多いことは否定できないのが現実である。展示圃の設置には、専門技術員、改良普及員、担当農家それに植物防疫協会と多くの人のかわりがある。関係者が多いこと自体は展示効果の点では得るところが多いが、反面ミスをする確率も高くなる。従って、K氏も指摘しているように展示圃は関係者が一体となって取り組まないと所期の成果があがらない性格の仕事であると言える。

展示圃がうまくいかなかった場合、最も落胆するのは委託会社である。しかし、県関係者に対する遠慮が先に立ってか、強く苦情を申し立てないようであるが、無念のほどは察するに余りがある。

筆者は、その職責にてらし委託会社の立場も代弁せざるを得ないので、敢えて苦言を呈した次第である。それもこれもお互いに時間と経費の無駄を省き、展示圃がより実りあるものになることを希求するためである。

お気障りの点は筆者が県職員OBであることの一よしみをもってご容赦たまわりたい。